

鎌情・個審議第10号
平成27年 3月27日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、平成27年3月20日付け鎌教委教総第10281号をもって諮問のありました個人情報の利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、本人が防犯ブザーの配付により知り得ることが明らかであることから、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する個人情報	利用する理由	利用先
36	教育総務課	防犯ブザー 配付事務	対象児童及びその保護者	氏名、性別、生年月日、住所、通園する保育園・幼稚園等名、家族構成	防犯ブザーを対象となる児童に無料で配付する事務を行うため。	こどもみらい課 保育課 発達支援室 学務課